

大分県報

令和四年
第三二二三号
七月八日

（金曜日）

目次

告示

県営土地改良事業計画変更の決定及び縦覧……………一

土地収用法による事業の認定……………一

道路の供用開始……………二

公告

落札者等の公示……………三

雑報

大分県市町村職員共済組合の決算の要旨……………三

○ 告 示

大分県告示第三百五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十八条第一項の規定により、次の県営土地改良事業の計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり当該土地改良事業変更計画書の写しを縦覧に供する。

なお、利害関係人で異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に対し審査請求をすることができる。

令和四年七月八日

大分県知事 広瀬 貞

事業名

県営農村地域防災減災事業
（ため池整備）

地区名

上駒鳴溜池地

縦覧期間

令四・七・八から
令四・七・二八まで

縦覧場所

大分市役所

大分県告示第三百六号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、次のとおり告示する。

令和四年七月八日

大分県知事 広瀬 貞

一 起業者の名称

宇佐市

二 事業の種類

国道沿線地域複合施設整備事業

三 起業地

1 収用の部分

大分県宇佐市大字岩崎字高町地内

2 使用の部分

なし

四 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第二十条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第二十条第一号の要件への適合性

申請に係る事業（以下「本件事業」という。）は、起業者である宇佐市が、国道十号沿線に道路管理者である国土交通大臣が整備する休憩施設と一体で、物産施設、飲食施設、観光案内所、イベントスペース、自家発電機や防災用品の備蓄倉庫などを備えた地域振興施設として、国道沿線地域複合施設を整備するものであり、法第三十二条に掲げる「国又は地方公共団体が設置する公園、緑地、広場、運動場、墓地、市場その他公共の用に供する施設」に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第二十条第一号の要件を充足すると判断される。

2 法第二十条第二号の要件への適合性

起業者は、本件事業に必要な歳入歳出予算を計上し、事業遂行について必要な財源措置を講じている。

また、事業の施行に関し必要な、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発行為の許可を受けている。

以上のことから、起業者は、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

令和四年七月八日

大分県報（告示）

一

3 法第二十条第三号の要件への適合性

(一) 得られる公共の利益

したがって、本件事業は、法第二十条第二号の要件を充足すると判断される。

宇佐市の基幹産業は農業であるところ、農業就業人口は年々減少するとともにその高齢化が進んでおり、加えて、耕作放棄地の増加や農業産出額の低迷が続いている。同市では、農業振興策の一環として六次産業化の推進を掲げ高付加価値商品の開発や宇佐ブランド認証制度などによる六次産品の販路拡大等を進めているところであるが、同市内にこれらの活動を支援し、県内外にPRできる拠点となる施設が整備されていない状況にある。

また、観光客数が伸び悩んでいるほか、観光客の大部分が日帰り客で経済波及効果が少ない、観光資源の活用、観光客に対する受入体制や情報発信が充分とはいえないなどの状況にある。

また、河川の氾濫による浸水被害の発生など、今後起こりうる災害への備えが必要とされている。

起業者は、これらの課題に対処するため、本件事業を計画したものである。本件事業の完成により、農産物等の販路拡大による農業所得等の向上や交流人口の増加など地域産業・経済の活性化が期待されるとともに、災害時に地域住民及びドライバーの避難場所や災害支援活動の拠点として活用されることで宇佐市の防災体制の強化が期待されるなど、本件事業を実施することによって得られる公共の利益は相当程度存すると認められる。

(二) 失われる利益

起業者が行った検討の結果、本件事業が生活環境に与える影響は軽微に抑えることができることとされ、また、起業地内に重要な動植物の生息地・生育地となるような環境は存在しないなど重要な動植物に係る影響はないと結論されている。また、起業地内に史跡や周知の埋蔵文化財包蔵地の存在は認められない。

よって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(三) 事業計画の合理性

本件事業の起業地の選定に当たって、起業者は、まず、道の駅「宇佐」（仮称）の位置選定をするため、国道十号沿線地域を土地利用状況等から五区間に分け、既存の道の駅や防災拠点、観光資源、交通拠点などの主要施設との位置関係等を指標に検討を行い、宇佐中学校入口交差点から岩崎交差点までの区間内に、道の駅「宇佐」（仮称）を設置することとした。具体的設置位置は、災害の危険性や過去の災害を受けて

いないこと、道路利用者が利用しやすい場所であること、出入りに際して国道の交通に影響を与えないこと、大規模な造成工事等を要しないことなどの条件を満たす、宇佐市大字岩崎地内の岩崎交差点より西側の国道北側沿線の土地とした。

さらに、起業者は、道の駅「宇佐」（仮称）の位置として選定された範囲における三つの候補地について、社会的、技術的及び経済的観点から比較検討を行い、土地利用に与える影響が最も小さく、工期が短く、事業費が最も安価な候補地を三案中最も合理的な案であるとして起業地を決定したものであり、起業地の選定は適切なものと認められる。

よって、本件事業の計画は、合理的であると認められる。

(四) 小括

以上のとおり、本件事業を実施することによって得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると前者が後者に優越すると認められ、また、本件事業計画には合理性が認められる。

したがって、本件事業は土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、法第二十条第三号の要件を充足すると判断される。

4 法第二十条第四号の要件への適合性

(一) 事業を早期に施行する必要性

起業者は、3の(一)で述べたような課題に対処する必要がある、また、国道十号沿線の道の駅の新設については、地元自治会や商工会議所からかねて要望されているところであることから、本件事業は早期に施行される必要性があると認められる。

(二) 起業地の範囲及び取用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、取用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、取用又は使用の範囲についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を取用する公益上の必要があると認められるため、法第二十条第四号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第二十条各号の要件を全て充足すると判断される。

五 法第二十六条の二第二項の規定による図面の縦覧場所

宇佐市役所建設水道部土木課

大分県告示第三百七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和四年七月八日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

令和四年七月八日

大分県知事 広瀬勝貞

道路の種類及び路線名

供用開始区間

供用開始年月日

県道三重野津原線

豊後大野市大野町藤北字榎田二〇一九番八から
豊後大野市大野町藤北字榎田一一五九番二まで

令四・七・八

○公 告

次のとおり落札者等について公示する。

令和四年七月八日

大分県知事 広瀬勝貞

一 落札に係る役務の名称及び数量

大分県財務総合システム開発業務委託

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

大分県会計管理局審査・指導室

大分市大手町三丁目一番一号

三 落札者を決定した日

令和四年五月十九日

四 落札者の氏名及び住所

株式会社オーイーシー 代表取締役社長 加藤 健

大分市東春日町十七番五十七号

五 落札金額

六億五千四百五十万円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

六 契約の相手方を決定した手続

総合評価一般競争入札

七 総合評価一般競争入札の公示をした日

令和四年四月八日

○雑 報

大分県市町村職員共済組合理事長相馬尊重から、大分県市町村職員共済組合の令和三年度決算の要旨について、次のとおり登載依頼があった。

令和四年七月八日

大分県知事 広瀬勝貞

令和四年七月八日

大分県報（告示・公告・雑報）

三

大分県市町村職員共済組合公告

大分県市町村職員共済組法定款第5条の規定に基づき、令和3年度決算の要旨を公告する。

令和4年7月8日

大分県市町村職員共済組合
理事長 相馬 尊重

損益計算書の要旨

(単位:千円)

	経理区分	短期	厚生年金保険	退職等年金	経過的長期	退職等年金 預託金管理	経過的長期 預託金管理	業務	保健	貯金	貸付	物資
収 入	負担金	3,910,539	10,449,741	546,770	77,323			141,781	258,097			
	掛金	3,943,995	6,661,676	546,763					117,783			
	連合会交付金							56,980			108	
	利息及び配当金	45				2,498		21	5,346	130,713		3
	その他の収入	440,263						7		1,655	9,661	18,309
	他経理から繰入							26,746				
	前年度繰越支払準備金	543,899										
	計	8,838,741	17,111,417	1,093,533	77,323	2,498	0	225,535	381,226	132,368	9,769	18,312
支 出	給付	3,867,582										
	負担金払込金		10,449,741	546,770	77,323							
	掛金払込金		6,661,676	546,763								
	役職員給与							85,172	27,249	8,054	3,857	9,839
	旅費・事務費							14,087	2,128	478	300	356
	委託費							5,215	2,296			210
	事務費負担金払込金							63,000				
	支払利息					2,498				87,499	2,497	
	連合会払込金	96,218										
	連合会拠出金	359,967										
	前期高齢者納付金	1,312,960										
	後期高齢者支援金	1,618,354										
	病床転換支援金	5										
	退職者給付拠出金	52										
	介護納付金	855,358										
他経理へ繰入	26,746											
その他の支出	41,684						38,716	382,823	2,557	2,143	4,953	
次年度支払準備金	591,823											
計	8,770,749	17,111,417	1,093,533	77,323	2,498	0	206,190	414,496	98,588	8,797	15,358	
差引当期利益金又は 当期損失金(△)	67,992	0	0	0	0	0	19,345	△ 33,270	33,780	972	2,954	

貸借対照表の要旨

(単位:千円)

資産	流動資産	1,278,679	1,008,639	67,726	460	11,892		612,857	1,564,491	2,133,389	51,451	230,824
	固定資産						210,000			11,780,915	734,307	
	繰延資産											
資産合計		1,278,679	1,008,639	67,726	460	221,892	0	612,857	1,564,491	13,914,304	785,758	230,824
負債	流動負債	9,847	1,008,639	67,726	460			6,878	11,609	12,988,034		49,780
	固定負債	591,823					221,892	101,272	74,040	12,927	264,346	16,284
	負債合計	601,670	1,008,639	67,726	460	221,892	0	108,150	85,649	13,000,961	264,346	66,064
資本	資本剰余金											
	積立金											
	利益剰余金	677,009						504,707	1,478,842	913,343	521,412	164,760
	欠損金											
純資産合計		677,009	0	0	0	0	0	504,707	1,478,842	913,343	521,412	164,760
負債・純資産合計		1,278,679	1,008,639	67,726	460	221,892	0	612,857	1,564,491	13,914,304	785,758	230,824

令和四年七月八日

大分県報(雑報)